

財政問題特集号

やまつら

市広報

発行 福井県越山市役所 販賣部
印刷所 越山朝日通信印刷株式会社人口の動き
昭和43年6月1日現在
世帯数 7,479
人口 35,066
男 16,560
女 18,506

越山市は

市制施行以来新しい市

として必要な施設を整えるためくさんの事業をしてきましたが、ことに最近の五カ年間には道路の改良や舗装、学校、公民館、市民会館、し尿処理場、火葬場、じんあい施設など市の近代的な発展と市民の生活向上のため欠くことができない大事な仕事を積極的に進めてきました。

ところがその反面五億七千二百萬円という多額の赤字(許可外債)ができ、財政事情は非常に悪化して参りましたので市長は財政の立て直しを計画し、市議会の決議を進めてきました。

一、再建の対象となつた
赤字の額五億七千二百万円

赤字の内訳		金額
事業名	内訳	
道路、市計画道	道橋、橋梁	2億2千8百萬円
小、中学校、幼稚園	幼稚園、北越小学校、中部中学校、東土小学校、南小学校	1億円
市立会館		6千3百萬円
社会福祉、環境衛生住宅	保育所、じゆく施設、こども保育所、火葬場	3千1百萬円
農林業	構造改善、農業センター、村道	4千4百萬円
その他の施設	保健所、勝利用地、施設用地、消防	3千4百萬円
退職手当		4千5百萬円
その他(公児場地、水道外)		2千7百萬円
合計		5億7千2百萬円

國の援助と理解と協力を
みんなの理解と協力を
國の援助で再建へ

進みます。
(1) 経営収支を改善する
(2) 財政投資(主として建設事業)の額を適正化する
(3) 許可外債等の赤字を解消する
(4) 行政能率を向上させる
(5) 予算の執行を合理化する

著する

市制施行以来新しい市として必要な施設を整えるためくさんの事業をしてきましたが、ことに最近の五カ年間には道路の改良や舗装、学校、公民館、市民会館、し尿処理場、火葬場、じんあい施設など市の近代的な発展と市民の生活向上のため欠くことができない大事な仕事を積極的に進めてきました。

経て地方

財政再建促進特別措

費法により自治大臣に財政再建団体に指定されるよう申請しまし

たところ昭和四十三年三月三十日付を以て承認されました。その再

建計画の大要を公表します。

國の援助と市民各位のご理解ご協力により確実に財政の再建を進めながら、一面市民サービスの向上と市政の発展を期したいと存じますので、今後一層のご協力をお願いします。

再建計画の大要を公表します。

前項の基本方針に従つて次の通り実行します。

(1) 経常収支の改善措

(2) 財政投資(主として建設事業)の額を適正化する

(3) 許可外債等の赤字を解消する

(4) 行政能率を向上させる

(5) 予算の執行を合理化する

五、具体的な方法

前項の基本方針に従つて次の通り実行します。

(1) 経常収支の改善措

(2) 財政投資(主として建設事業)の額を適正化する

(3) 許可外債等の赤字を解消する

(4) 行政能率を向上させる

(5) 予算の執行を合理化する

前項の基本方針に従つて次の通り実行します。

(1) 経常収支の改善措

(2) 財政投資(主として建設事業)の額を適正化する

(3) 訸借、収入の増収及び確保

(4) 税率の増収及び確保

(5) 税率の増収及び確保

(6) 税率の増収及び確保

(7) 税率の増収及び確保

(8) 税率の増収及び確保

(9) 税率の増収及び確保

(10) 税率の増収及び確保

(11) 税率の増収及び確保

(12) 税率の増収及び確保

(13) 税率の増収及び確保

(14) 税率の増収及び確保

(15) 税率の増収及び確保

(16) 税率の増収及び確保

(17) 税率の増収及び確保

(18) 税率の増収及び確保

(19) 税率の増収及び確保

(20) 税率の増収及び確保

(21) 税率の増収及び確保

(22) 税率の増収及び確保

(23) 税率の増収及び確保

(24) 税率の増収及び確保

(25) 税率の増収及び確保

(26) 税率の増収及び確保

(27) 税率の増収及び確保

(28) 税率の増収及び確保

二、再建期間
昭和42年度～昭和54年度まで
許可外債(赤字)の利率は平均年八分位になつていたのを六分五

三、国の財政的援助

財政再建計画を立てることにあつて最も苦心した点は当市が他の類似都市に比べて(1)税金を重くせず(2)市民サービスを低下させず(3)行政水準を維持するために必要な新規事業は行なうといふ三点でした。しかし財政再建という大方針を堅持しながら右の三点を実現していくためには、行政、財政の両面にわかつて徹底した合理化をやる以外に道はありません。合理化とは合理的に能率を上げ、合理的に節約をはかることです。

そのため次のようないくつかの基本方針で

八 財産収入

行政水準の向上を図るために、投資的事業の財源として不用建築、土地等は適正価格をもつて処分するとともに、市有林立木の計画的処分をなし増収を図る。

行政水準の向上を図るために、投資的事業の財源として不用建築、土地等は適正価格をもつて処分するとともに、市有林立木の計画的処分をなし増収を図る。

イ 公民館で行なっている納税、戸籍、印鑑証明等の支所的行政事務は全部本

事務は二と三課減する意図のものとに統合する。

ハ 病院、火葬場、隔離病舍、し尿処理場、設計製圖等の業務については

市民の積極的な福祉増進を図るため、可能な限りを図る。

ニ 稽査その他の定型的計算委託方式を採用する。

三 稽査その他の定型的計算に委託する等事務組織の徹底的簡素合理化を図る

ホ 現在慣行による退職制度は着実に実行し、人事および給与の合理化を図る

ヘ 以上各号の実施により現行職員定数を計画的に合理化する。

新規採用については職員構成のバランスを確保しつつもこの目的を達成し得ることを配慮して行なう。

ト 研修制度、試験昇任制度等を強化充実して、職員資質の向上と公務能率の増進を図る。

チ 附屬機関の委員会等の定数報酬、費用弁償等の合理化を進め、その運用の実行を図ることに努める。

ツ 予算執行の合理化

イ 上記(1)及び(2)の措置により、計画的、合理的に財政余力を生み出し、年次別計画により概ね十三ヵ年以内に累積赤字を解消する。

ロ 余裕財源が生じた場合は財政調整積立金の積立てを図る。

への財源、赤字解消に振り向けるものとする。

(4) 行政能率の向上措置
概ね下記要領により機能人事を合理化して行政能率の向上を図る。

【備考】この計画書は昭和42年度を基準に物価の変動がないものとして計算してあります。また毎年度市税や地方交付税等の自然増収は当然あるものと予想されます。がこの場合は表裏的経費や建設事業等の財源として計画が変更されます。

歳入歳出年次総合計画 (単位百万円)

年 度	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
区分													
1. 税 収 入	286	307	307	307	307	307	307	307	307	307	302	302	307
2. 地方交付税	158	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
3. 国県支出金	144	137	95	92	86	83	84	81	98	100	101	93	84
4. 地 方 費	164	58	21	18	30	16	28	45	28	31	28	21	19
5. そ の 他	163	135	92	90	82	68	66	62	61	62	58	59	58
歳 入 計	915	787	665	657	655	624	635	545	644	650	644	630	618
1. 人 件 費	287	283	264	260	273	252	251	261	220	220	220	220	220
2. 物 件 費	85	83	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
3. 離 勤 補 修 費	14	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
4. 扶 助 費	39	44	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
5. 建設事業費	506	131	69	67	56	56	66	70	103	109	108	94	122
6. 公 債 費	286	132	135	133	129	119	109	97	94	89	79	69	54
7. 繰 出 金	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8. そ の 他	288	642	585	555	525	495	465	423	373	313	248	178	98
歳 出 計	1,487	1,329	1,177	1,139	1,107	1,046	1,015	975	914	855	779	685	618
歳入歳出差額	△572	△542	△512	△482	△452	△422	△380	△330	△270	△205	△135	△55	0
赤字解消額	-	30	30	30	30	30	42	50	60	65	70	80	55